



川崎市

6 運営・給付等における質問について

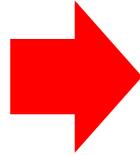
目次

- ① お問い合わせの前に
- ② 質問の受付方法
- ③ 質問に際してのお願い
- ④ 運営に関する質問例
- ⑤ 給付等に関する質問例



① お問い合わせの前に

運営基準や加算の基準で判断に迷った時は



まずは各種資料で法令・条例・解釈を確認！



参考

- 川崎市介護保険事業者指定基準条例等
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>
- 厚生労働省の介護サービス関係Q & A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html
- 厚生労働省の介護保険最新情報掲載ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html
- 厚生労働省法令等データベースサービス
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>
- WAMNET（介護サービス関係Q & A）
<https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&kc=&pc=1>

② 質問の受付窓口

- 原則としてオンライン手続きKAWASAKI (e-KAWASAKI) で受け付けています。
- 電話やメールでのお問い合わせはなるべくご遠慮ください。

検討や確認が必要なため、電話での
質問受付は基本的に行っていません

オンライン手続きKAWASAKI

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

手続き一覧（事業者向け）

ヘルプ

よくあるご質問

ログイン

新規登録

- ✓ 初回ご利用時に新規登録が必要です。（必ず事業者として登録してください）
- ✓ 市HPに利用マニュアルを掲載しています。
[川崎市：介護サービス事業所の運営、給付等に関するお問い合わせ](#)

新規登録はここから！

③ 質問に際してのお願い



日々多くの質問をお受けしている関係上、回答までにお時間を要しています。

法令・条例・解釈
を確認！

それでも不明な点は

確認箇所と事業所の
考えを明記して質問



ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

④ 運営に関する質問例

【人員配置に関する質問】

- 利用者が52名の訪問介護施設
- 現在出勤中のサービス提供責任者は2名、うち1名が4/1付で他拠点に異動
- 4/15付で育児休暇から復帰するサービス提供責任者が1名いる。

Q. 4/1～4/14まで育児休暇を取得する職員をサービス提供責任者の常勤職員とみなしても良いか。

● 確認した根拠法令

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第五条



● 事業所の考え

4/15からの復帰なので、常勤職員としてはカウントできないのではないかと考える。しかし、常勤職員の勤務時間数の半分以上勤務していれば、サービス提供責任者の配置基準は満たしていると考えられる。

④ 運営に関する質問例

【市の回答】

常勤職の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱うものとする、とされています。よって、4/1～4/14まで育児休暇を取得した職員は、常勤職員1名として考えます。そのため、以前から配置されている常勤職員と合わせて、サービス提供責任者の配置は常勤職員2名となるため、人員配置基準を満たしているといえます。

●回答の根拠法令

- ①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について 第3の1
- ②平成14年3月28日厚生労働省老健局振興課発出事務連絡通知 運営基準等に係るQ&Aについて



根拠法令の掲載場所

- ①の根拠法令→ 厚生労働省法令等データベースサービス
- ②の根拠法令→ 厚生労働省の介護サービス関係Q&A

⑤ 加算に関する質問例

【退所時情報提供加算に関する質問】

Q. 特別養護老人ホームへの入所契約時に「個人情報の使用に係る同意書」に記入をしてもらっている場合は、当該同意書類を以って医療機関に入院する際の同意を得ていると考えて良いのか。それとも、改めて同意を得る必要があるのか。

● 確認した根拠法令

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準について 第2の5



● 事業所の考え

入所契約時に同意をいただいている場合は、入院時に別の書式を使用して再度同意をしていただかなくても、加算の算定要件を満たしていると考えます。

⑤ 加算に関する質問例

【市の回答】

退所時情報提供加算の算定にあたっては、医療機関に対する入所者に係る情報提供にあたり、当該入所者の同意を得ることとされていますが、同意を得る時期については特段の定めがないことから、入所時に医療機関等への情報提供に係る同意を得ている場合には、医療機関に入院する際に改めて同意を得ることは必ずしも必要でないものと考えます。

●回答の根拠法令

- ①指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表の7のチの注5
- ②指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準について 第2の8



根拠法令の掲載場所

- ①の根拠法令→ 厚生労働省法令等データベースサービス
- ②の根拠法令→ 厚生労働省の介護サービス関係Q&A

より良い事業所運営の一助となれば幸いです。
ご清聴ありがとうございました。